

改正後	改正前
<p>(営業者の届出)</p> <p>第一条の三 法第五条第一項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を開設地を管轄する都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。次項及び第二条の二から第二条の四までにおいて同じ。）に提出することによつて行うものとする。ただし、法第五条第一項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨</p> <p>2 法第五条第二項の規定による営業の届出は、次の事項を記載した届出書を営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に提出することによつて行うものとする。ただし、法第五条第二項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第三号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨</p> <p>3 (略)</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第二条の二 (略)</p>	<p>(営業者の届出)</p> <p>第一条の三 法第五条第一項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を開設地を管轄する都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。第二項、第二条の二、第二条の三及び第二条の四において同じ。）に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 法第五条第二項の規定による営業の届出は、次の事項を記載した届出書を営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第二条の二 (略)</p>

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

3 (略)

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 戸籍謄本

3 (略)